

KLUフレンドリークラブ会則

第1章 総則

第1条 本会はKLUフレンドリークラブと称する。

第2条 クラブの事務所を国際労働組合（港区赤坂2-8-2）内におく。

第2章 目的

第3条 国際労働組合運動方針の、定年後においても労働組合や仲間とのつながりが持てる制度に基づき、定年後において趣味・スポーツ・旅行など通して親交を深めるとともに、ふれあいを大切にすることを目的とする。

第4条 クラブの運営活動は会則に基づき自主性を持ち、民主的に行う。

第3章 会員資格

第5条 本会は国際労働組合の組合員として組合加入5年以上で定年退職した男性もしくは労供事業に登録した者で支部役員の紹介及びフレンドリークラブ会員が紹介した者、組合加入3年以上で退職した女性、組合加入10年以上で個人タクシーを開業するために退職した者、その他役員会が認めた者をもって会員資格とする。

第4章 加入と喪失

第6条 加入手続

本会の会則に賛同し加入しようとする者は所定の入会申込に年会費を添えて申し込むものとする。

第7条 資格の喪失

会員は次に掲げる場合はその資格を喪失する。

- ① 死亡および除名
- ② 退会を受理されたとき

第8条 除名

下記の各号に該当した場合は除名とする。

- ① 会費を滞納したとき
- ② 会の名誉を毀損したとき
- ③ その他

除名の決定は役員が行い、総会において報告する。

第5章 総会

第9条 年1回総会を行い会計・会計監査報告および役員人事についての承認を受ける。

第6章 役員

第10条 クラブに次の役員をおく。

会長1名
副会長若干名
会計1名
幹事若干名
会計監査1名

第11条 会長の選出については国際労働組合の中央執行委員会で推薦し、総会で承認を受けること。

第12条 副会長、会計については会長が推薦し、総会で承認を受ける。

第13条 幹事、会計監査については会長・副会長・会計が推薦し、総会で承認を受ける。

第14条 役員任期については総会から総会までの2年とし、再選を妨げない。

補充された者の任期はすべて残存期間とする。

第7章 会計

第15条 クラブの経費は年会費・寄付金・その他の収入をもってあてる。

第16条 年会費は1人3,000円とする。

年会費は中央労働金庫霞が関支店KLUフレンドリークラブの口座に毎年2月末日までに振り込むものとする。

振込先：中央労働金庫霞が関支店

国際労働組合

普通口座 6 7 7 6 1 3 3

なお、下記方法でも受けつける。

① K L U フレンドリークラブ事務局宛に現金書留で入金。

〒107-0052 東京都港区赤坂2-8-2 (赤坂たん熊ビル 2 階)

国際労働組合 K L U フレンドリー事務局

② 定例総会における年会費の入金。

第 1 7 条 中途入会者についての年会費については下記の通りとする。

① 1 月から 6 月までの入会者…… 3, 0 0 0 円

② 7 月から 1 2 月までの入会者… 2, 0 0 0 円

第 1 8 条 中途脱退者の年会費は返還しない。

第 1 9 条 年会費の期間は 1 年間と定め、1 月から 1 2 月までとする。

第 2 0 条 会計業務については会計が行う。

第 2 1 条 会計監査は年 1 回行い、総会にて報告する。

第 8 章 役員手当及び交通費

第 2 2 条 役員手当を次の通り定める。

会 長 円

副会長・幹事 円

会 計 円

2 役職を兼任しても手当は重複して支払わない。

第 2 3 条 役員会に出席した役員及び出席依頼者には交通費を支給する。

① 交通費は一律 円とする。

② 交通費の金額は役員会で決定する。

第 9 章 特典

第 2 4 条 国際労働組合主催の下記行事に参加することができる。

① K L U フェスティバル・ゴルフ大会・ボウリング大会・ヘラ鮎つり大会・ゆうゆうサークルなど (参加費は個人負担。参加賞のみとし入賞はできない。)

② 国際労働組合の下記福利厚生施設利用ができる。

タングラム斑尾東急リゾート、東急ハーヴェストクラブ・フィットネスクラブの利用 (空室ある場合利用可能)、提携ゴルフ場の利用

③ 希望者への労報「K O K U S A I」配布。

④ K L U フレンドリークラブメンバーズカード配布

第 1 0 章 名簿管理

第 2 5 条 会員名簿などについては、国際労働組合 K L U フレンドリークラブ事務局が管理する。

第 1 1 章 附則

第 2 6 条 この会則は総会の承認を経なければ改廃することはできない。

第 2 7 条 この会則は 2 0 1 4 年 1 月 2 0 日より実施する。

改正 2 0 0 4 年 1 月 1 9 日

改正 2 0 0 5 年 1 月 2 4 日

改正 2 0 0 7 年 1 月 2 0 日

改正 2 0 1 1 年 1 月 2 9 日

改正 2 0 1 2 年 1 月 2 8 日

改正 2 0 1 4 年 1 月 2 5 日

改正 2 0 1 7 年 1 月 2 8 日